

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 281 回

2014 年も早くも師走になりました。皆様今年 1 年はどうでしたか。希望が達成できましたか？

アベノミクス政策の明と暗がある意味はつきりと表れた今年 1 年のように思います。輸入材料代、電気代、工賃等の値上がりによる原価 UP、反面やはり一部受注も確かに UP しているようです。問題は、これから我々が勝ち抜くためには自立しかありません。他人あてごとはダメということです。

たとえば、政府の税制上の優遇策（ものづくり支援補助金等の諸補助金）をうまく利用するのも自立ですね。

また従業員の皆さんへの語りかけ、そして明確な企業理念を掲げ、拡散しがちな社員の意思を理念によってまとめ、企業全体の競争力にする、すなわち人材力の UP も生き残る必須事項ですね。

さあ、来年こそあなたの企業を変えましょう。イノベーションしましょう。まさに日本が変わる今がチャンスです。政府の政策が変わる今がチャンスです。頑張ってください。

今年 1 年間ありがとうございました。感謝いたします。2015 年もどうぞよろしく願いいたします。

前田の《今人生を語る》第 186 回

めざめよ日本人 (109)

現在、赤サングの漁が行われているのは日本だけである。

1 年間で 1 ミリも育たないため大変希少価値があり、1 kg 当り 150 万円ほどの価格で取引される。

ひとたびサングを取ると元の状態に戻るまでには 100 年かかる。

中国漁船団の目的は、こういった宝石扱いとされ、珍重される赤サングの密漁である。密漁船が日本の沿岸を二度と脅かさないように厳罰に処すことが必要であると思う。またこのように漁民を使った中国の海洋浸出行為を許すことはできない。

《相続税の改正》

～平成 27 年 1 月 1 日より～

松村英治

【改正のポイント】

- ① 基礎控除の引下げ
- ② 相続税率の見直し
- ③ 未成年者控除及び障害者控除の引上げ
- ④ 特定居住用宅地等に係る特例の対象面積の拡充
- ⑤ 特定居住用宅地と特定事業用宅地への小規模宅地等への特例の適用（完全併用）

～ 今回は ⑤ の小規模宅地等の改正の概要についてご説明させていただきます ～

- 小規模宅地等の特例とは
  - ・ 遺産の中に一定の要件を満たす住宅や事業に使用されていた宅地などがある場合には、その宅地の評価額の一定割合を減額する特例を言います。
- 特定居住用宅地とは
  - ・ 相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、一定の要件に該当する被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものについては、330 ㎡までの部分(平成 27 年 1 月 1 日以後)について評価額が 80%減額されます。
  - ～ 要件 ～
    - ① 被相続人が居住していた宅地等を配偶者が取得した場合  
⇒無条件で該当
    - ② 被相続人の同居の親族が取得した場合  
⇒相続後の居住継続かつ保有総額が要件
    - ③ 相続前 3 年以内に自己所有住宅を有したくない非同居の親族が取得した場合  
⇒被相続人の配偶者及び同居の法定相続人がいない場合で保有継続が要件
    - ④ 生計を一にする親族が取得した場合  
⇒相続前からの居住継続及び保有継続が要件
- 特定事業用宅地等とは
  - ・ 相続開始直前に被相続人などの事業の用に供されていた宅地などで、一定の要件に該当する親族が相続する宅地等については、400 ㎡までの部分について評価額が 80%減額されます。

○居住用の宅地等（特定居住用宅地等）の限度面積が拡大されます。

【改正前】 限度面積 240 ㎡（減額割合 80%）	【改正後】 限度面積 330 ㎡（減額割合 80%）
-------------------------------	-------------------------------

○居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されます。

【改正前】 特定居住用宅地等 240 ㎡ } 特定事業用等宅地等 400 ㎡ } 合計 400 ㎡ まで適用可能	【改正後】 特定居住用宅地等 330 ㎡ } 特定事業用等宅地等 400 ㎡ } 合計 730 ㎡ まで適用可能 (貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合に限りません。)
--	---